

児童手当の制度が変わります

令和6年10月より児童手当の制度が拡充されます。主な改正は以下の通りです。申請が必要な人の受付開始日や受付方法等については、詳細が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

問 子ども課 児童家庭係(☎95-0120)

【第3子以降の支給額の増額及び第3子以降のカウント方法の変更】

第3子以降の支給額が増額されます。また、第3子以降のカウント方法に関し、必要な要件を満たす場合、対象となる児童の年齢期を、18歳到達後最初の4月1日から22歳到達後最初の3月31日までに拡大します。

※18歳到達後最初の4月1日から22歳到達後最初の3月31日までの年齢期の児童を、第3子加算のカウントに係る算定対象児童とする場合、改めて申請が必要となります。

【支給対象児童の高校生年代までの延長】

支給対象が18歳到達後最初の3月31日までの児童に拡大されます。

※末子が高校生年代であり、令和6年9月分の手当を受給していない人は改めて申請が必要です。

※高校生年代の児童があり、令和6年9月分の手当を受給している人についても改めて申請が必要になる場合があります。

【所得制限の撤廃】

所得制限限度額超過、所得上限限度額超過の人にも児童手当が支給されるようになります。

※所得上限限度額超過の人は改めて申請が必要になります。

【支払を年6回に変更】

6月、8月、10月、12月、2月、4月に児童手当を振り込みます。

※各支給月の10日に指定された口座へ振り込みます。

ただし、10日が金融機関の休業日にあたるときは前営業日に振り込みます。

支給月	支給対象月
6月	4月分、5月分
8月	6月分、7月分
10月	8月分、9月分
12月	10月分、11月分
2月	12月分、1月分
4月	2月分、3月分

やるっぴ！シニア元気塾



講座名	やるっぴ！シニア元気塾
日時	9月20日、27日、10月11日、25日、11月8日、22日、12月6日、13日、20日(計9回) いずれも金曜日 午前10時～11時(初日・最終日は午前9時30分～正午まで)
場所	福祉の里 ハツ田 3階(ハツ田町泉43)
内容	運動器機能、口腔機能、栄養改善の知識と技術(トレーニング)を学び、将来要介護状態になることを予防します。また、初日および最終日に「あたまの健康チェック」※を行います。 ※あたまの健康チェックとは、健康なうちから介護予防をするきっかけとなる簡易認知機能スケールのことです。
対象者	市内在住の65歳以上の人
定員	20人※募集定員を超えた場合は、初回参加者優先で抽選を行います。抽選結果はハガキで通知します。
参加費	無料
申込み・問合せ	8月1日(木)午前9時～14日(水)に申込フォーム、電話または直接知立市東部地域包括支援センター(☎82-8855 平日午前9時～午後5時)へ。

申込みフォーム▶

